

排出権 (ETS)

National Greenhouse and Energy Reporting Act

Emissions Trading Scheme (ETS)、つまり排出規制を受けて2007年に豪州で連邦法である The National Greenhouse and Energy Reporting Act (Cth) 2007 が制定されました。これに基づきある基準以上の二酸化炭素を排出する企業やある一定以上のエネルギーを産出する企業及び消費する企業は登録、報告をする義務が生まれました。

2008年7月より会計年度毎に

- * 25キロトン以上の二酸化炭素を排出する、又は
- * 100テラ・ジュール以上のエネルギーを生産又は消費する

施設の権益を過半数以上所有する企業グループに属する企業並びに

- * 125キロトン以上の二酸化炭素を排出する、又は
- * 500テラ・ジュール以上のエネルギーを生産又は消費する

企業グループに属する企業

は登録及び報告する義務が有ります。

報告義務を怠った企業に罰金刑を含む民事罰が課されます。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 物理学会正会員 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net